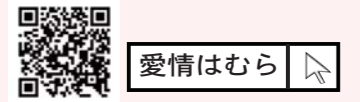


はむらファミリークラブ『はむら』～東京で子育てしやすいまち～



「東京で子育てしやすいまち」羽村市の魅力や市民記者が取材して書いた記事を市公式PRサイトで公開しています。詳しくは「愛情はむら」で検索してください。問合せ シティプロモーション推進課④342

羽村市で子育てを楽しんでいる「はむら家族」に登場していただいています。今回は「小堀さんファミリー」です。初めての育児は壁にぶつかるとはわかりましたが、保健センターなどで相談ができ、ありがたかったです。ママ友と出会う場がいくつもあったので、お互いに励まし合いながら楽しく育児をすることができました。子どもたちは川遊びが大好きで、家族や友達とバーベキューをしたり、花火をしたり、川の生き物を探したり、楽しい思い出は全て多摩川にあります。撮影場所 多摩川周辺

小堀さんから一言

ざし代表理事、野外保育「まめのめ」保育責任者 主催 はむらブレイパークの会 (はむらブレイパークの会では、子どもたちが、自分らしく伸び伸びとられる遊び場の常設化を目指しています。ボランティアスタッフも募集しています) 協働 地域振興課市民活動センター係 問合せ はむらブレイパークの会(関口) ☎080-1654819952

羽村市民提案型協働事業 はむらブレイパークの会講演会 遊ぶ力は生きる力 失敗こそ宝もの！

大人たちが、子どもの育ちを見守る上で知っておきたいことや、子どもたちが自由に遊んでこそ身に付く「生きる力」などについて話します。子育てや見守りが、今より楽しくなること間違いなしの講演会です。日時 7月1日(日)午後2時～5時(午後4時～5時は希望者のみ茶話会) 会場 コミュニティセンター3階ホール 定員 約100人(先着順) ※会場内に子ども用スペースを設置してスタッフが見守ります。お子さんを連れて気軽に参加してください。講師 中川ひろみさん(NPO法人子どもへのまな

ざし代表理事、野外保育「まめのめ」保育責任者 主催 はむらブレイパークの会 (はむらブレイパークの会では、子どもたちが、自分らしく伸び伸びとられる遊び場の常設化を目指しています。ボランティアスタッフも募集しています) 協働 地域振興課市民活動センター係 問合せ はむらブレイパークの会(関口) ☎080-1654819952



▲中川ひろみさん

防災行政無線の放送内容をフリーダイヤルで確認できます

防災行政無線で放送した内容(火災発生・迷い人のお知らせ・行事の中止など)を、フリーダイヤル(無料)で確認できます。放送内容が聞き取りにくい場合は利用してください。 防災行政無線フリーダイヤル ☎0120-15541994 ※この番号に電話をかけると、防災行政無線の放送内容が一度流れ、自動で通話が切れます。通話料はかかりません。 ※夕方のチャイムや下校時間の見守り放送など、定期的に放送しているものは除きます。 ※一部IP電話はフリーダイヤルを利用できません。 ☎555-1111⑧88で有料で確認するか、携帯電話などからフリーダイヤルを利用してください。 問合せ 防災安全課防災係⑦207



▲防災行政無線スピーカー



ボート Rowing

東京2020パラリンピックの全22競技紹介の第12弾としてボートを紹介します。

競技ルール

パラリンピックのボートは、肢体不自由と視覚に障害のある選手が行う競技です。競技用のボートに乗り、浮きで仕切られた距離2000mの6つの直線コースで行われます。各ボートはスタートの合図に合わせて同時に漕ぎはじめ、ボートの先端がフィニッシュラインを通過した順に順位が決まります。



▲背中に風を受けて(画像提供東京都)

見どころ

シングルスカルは、個人技や身体能力の競い合いが魅力です。ダブルスカルと舵手つきフォアは、さらにコンビネーションも必要となるため、息の合ったチームワークも見どころです。また2017年のルール変更によって、東京2020大会では、距離が1000mから2000mへ変更になることから、駆け引きなどの戦術もより重要となってきました。フィニッシュラインを目指して一直線に水上を滑り、僅差で勝敗が決まるレース展開は、目が離せません。

男女別の1人のクルーによるシングルスカル(1人乗り、両手漕ぎ)。男女混成の2人のクルーによるダブルスカル(2人乗り、両手漕ぎ)。4人のクルー(男女2人ずつ)と指示を出す1人のコックス(舵手・健常者でも可)による舵手つきフォア(4人それぞれが1本のオールを持ち、左右どちらかを漕ぐ)の3種目です。

問合せ 東京オリンピック・パラリンピック準備室④345

はい！こちら消費生活センター 架空請求はがきに注意を！

「法務省管轄支局 民事訴訟管理センター」「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」などと称する差出人から「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと題した架空請求の届が届いたという相談が、全国の消費生活センターで急増しています。 ※法務省管轄支局と称する事業者と、国の行政機関である法務省とは一切関係ありません。また、法務省の組織には「管轄支局」という名称の部署は存在しません。 「総合消費料金訴訟最終告知」という名称では届が届き、放置すると訴訟になるとして、その期限が設けられていました。 アドバイス ○訴訟を開始するといった身に覚えのない届が届いて無視してはがきは、不特定多数に送り返る架空請求の手口です。 ○はがきに記載された番号に電話すると、個人情報聞き出されたり、不安をおおって金銭などを請求されたりしますので、はがきに記載された相談窓口には、絶対に連絡しないでください。 ○不審な届が届いたら、まずは、消費生活センターへ相談してください。 問合せ 消費生活センター④641



消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ 訴訟管理番号(〒)634 この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させて頂きます。また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産の差し押えを強制的に執行させて頂きます。尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせ下さい。この度は、民事訴訟に関するご通達となりまして、個人情報保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きます様お願い致します。 訴訟取り下げ最終期日 平成30年 5月18日 取り下げ等のお問い合わせ相談窓口 03-0000-0000 受付営業時間(日、祝日は除く) 平日 9:00~20:00 / 土曜日 11:00~17:00 法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター 〒100-8977 東京都千代田区蔵が関1丁目1番地10号